

水張り（たん水管理）における注意事項

（１）水張りとは認められる条件

① 水稲の作付

（主食用米、加工用米、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓米）

② 水張り（たん水管理）を1か月以上行い、かつ連作障害による収量低下が発生している水田

<②における留意点>

※ 水稲作付と同等のたん水管理を行う必要がある

※ ほ場全体ではなく部分的にたん水した場合は認められません。

（２）水張り（1か月以上のたん水管理）の確認方法

① 「営農計画書（野帳）」の提出及び、「たん水管理記録簿」を作成。

写真を一筆ごとにたん水管理開始時期と終了時に撮影し、写真を添付してください。

（対象となるのは1か月以上たん水管理をした場合になります）

② 証拠書類の提出

作成した「たん水管理記録簿」を提出してください。

主作物の収量が確認できる出荷伝票等の書類を1筆ごとに提出してください。

もし、一筆ごとの収量を把握していない場合は、作付品目の合計面積の全体収量か

ら按分して推計する形でも構いません。

<注意点>

- ※ 降雨や雪解け水など、天水によるたん水は認められません。用水によるたん水管
理が対象となります。
- ※ 水稲作付けの場合と同等のたん水管理を行ってください。
- ※ ほ場全体でなく部分的にたん水した場合は認められません。
- ※ 写真は別途各自でも保管願います